福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊５）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市役所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

―目　　次―　　ページ

規　　則

○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正（第30号）…… 1

○福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正（第31号）…… 2

規　　則

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第30号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年福岡市規則第95号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　博多区役所保健福祉センター支援調整課に勤務する職員

第６条第４項中「中小企業振興係」を「事業調整係」に改める。

第９条第１項第２号中「、臨海工場」を「若しくは臨海工場」に改め、「若しくはクリーンパーク・東部（施設係に限る。）」を削り、同項第３号中「施設課（西部埋立係及び西部水処理係に限る。）又はクリーンパーク東部（東部埋立係及び東部水処理係に限る。）」を「埋立管理事務所」に改める。

第12条第１項第３号中「（クリーンパーク・東部を含む。）」を削り、同条第３項第９号中「、雑餉隈連続立体交差課」を削る。

第16条第６号中「警防課」の次に「又は救急課」を加え、同条第８号中「各消防署」の次に「予防課又は」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第31号

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第17条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第２項中「次項から第５項まで」を「次項から第８項まで」に改め、同条第３項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第４項中「市長が定める在職期間」を「在職期間」に改め、同条第５項中「前項」を「第４項から前項まで」に、「同項」を「第４項」に改め、同項を同条第８項とし、同条第４項の次に次の３項を加える。

５　前項の在職期間に応じた割合とは、基準日以前６月以内の期間における職員の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合をいう。

在　職　期　間	割　合
６月	100分の100
５月以上６月未満	100分の80
３月以上５月未満	100分の60
３月未満	100分の30

６　日額報酬制の職員の勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在において当該職員が受けるべき給与月額に、給与規則第15条第１項第１号イに規定する管理職職員等以外の職員に適用する割合を乗じて得た額に、期間率を乗じて得た額以内の額とし、その支給については、市長が定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の例による。

７　前項の期間率とは、基準日以前６月以内の期間における職員の次の表の左欄に掲げる勤務期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合をいう。

勤務期間	割　合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

第21条第5項中「（同条第5項」を「又は第6項（同条第8項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

給料表

職位 / 号給	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	160,000	196,200	217,200	246,000
2	161,100	197,600	218,600	247,800
3	162,200	198,800	220,000	249,600
4	163,300	199,800	221,400	251,400
5	164,200	200,800	222,800	253,200
6	165,400	201,800	224,300	255,000
7	166,600	202,800	225,700	256,800
8	167,800	203,800	227,100	258,600

9	168,800	204,800	228,500	260,400
10	169,600	205,800	229,900	262,200
11	170,400	206,800	231,300	264,000
12	171,200	208,300	232,700	265,800
13	172,000	209,800	234,100	267,600
14	172,800	211,300	235,300	269,400
15	173,600	212,700	236,600	271,200
16	174,400	214,200	237,900	272,900
17	175,200	215,700	239,200	274,700
18	176,500			
19	177,800			
20	179,100			
21	180,200			
22	181,400			
23	182,600			
24	183,800			
25	185,000			
26	186,200			
27	187,400			

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています